

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6-⑦)

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保	担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地(注1)の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(3) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1-5(1)⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) Ⅲ 政策の展開方向 ・土地改良長期計画(注2)(令和3年3月23日閣議決定) - 第4-2(1)政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化	政策評価 実施予定時期	未定

施策(1)	担い手への農地集積・集約化の加速化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	担い手への農地集積・集約化の加速化に向けて、地域の農地利用の姿を明確化した地域計画を策定し、同計画の実現に向け農地中間管理機構(注3)の活用等を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	担い手への農地の集積・集約化										
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 担い手が利用する農地面積の割合	48.7 %	25年度	80.0 %	5年度	70.6 %	73.7 %	76.9 %	80.0 %	－	S↑一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の①「担い手への農地の集積・集約化」に該当するアウトカムとして設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 担い手が利用する農地面積の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化する必要がある。このため、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部)において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。(平成25年度の48.7%について、令和5年度までに毎年約3%/年増加させることとして目標を設定)
					58.0 %	58.9 %	59.5 %	60.4 %			
	把握の方法		出典:「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)・「担い手への農地集積面積」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:「耕地面積」のうち、「担い手への農地集積面積」の割合								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)		荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		荒廃農地の発生防止・解消、優良農地(注4)の確保と有効利用に向けて、基盤整備の効果的な活用、農業振興地域(注5)制度の適切な運用等を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		荒廃農地の発生防止・解消									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 荒廃農地の再生利用面積	0 千ha/年	2年度	48 千ha	12年度	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	F＝一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)の②「荒廃農地の発生防止・解消」に該当するアウトカム指標として設定。
					5.4 千ha/年	8.2 千ha/年	7.0 千ha/年	暫定値 令和6年 11月 把握予定	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年時点で確保される農用地区域(注6)内農地面積の目標を397万ヘクタールとしている。これを達成するためには、令和12年までに荒廃農地を4.8万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを目標として設定。 各年の目標値については、目標年までの11年間(R2～R12)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定。		
					把握の方法						出典:「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(農林水産省農村振興局)、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」(農林水産省経営局、農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度翌年11月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から前年度の荒廃農地の再生利用面積の実績値について報告を受け集計
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

目標② 【達成すべき目標】		優良農地の確保と有効利用									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準年	目標年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 農用地区域内農地面積	400.2 万ha	元年	397 万ha	12年	399.9 万ha	399.6 万ha	399.3 万ha	399.0 万ha	398.7 万ha	S ↓ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(3)②「優良農地の確保と有効利用」に該当するアウトカム指標として設定。
					399.6 万ha	399.0 万ha	397.8 万ha	396.8 万ha (暫定値)	【目標値(水準・目標年)の設定の根拠】 農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和12年の確保すべき農用地区域内農地面積の目標を、基準年となる令和元年(400.2万ヘクタール)よりも3万ヘクタール減の397万ヘクタールとしたことから、これを目標年及び目標値として設定。 年度ごとの目標値については、基準年(R1)から目標年(R12)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして設定。		
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年の翌年12月頃(暫定値は調査年翌年7月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から農用地区域内の農地面積について報告を受け集計(調査期間は毎年1月1日から12月31日まで)								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段						
事業名 (開始年度)		関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
(1)	経営継承・発展等支援事業 (平成24年度) (関連:6-⑥)	(1)-⑩-ア	003226	(11) 農家負担金軽減支援対策事業 (平成21年度) (主)	(1)-⑩-ア	003251
(2)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	(1)-⑩-ア	003245	(12) 農地耕作条件改善事業 (平成27年度) (主)	(1)-⑩-ア	003252
(3)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (昭和29年度) (主)	(1)-⑩-ア	003246	(13) 中山間地域所得確保推進事業 (令和2年度) (主)	(1)-⑩-ア	003254
(4)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	(1)-⑩-ア	003247	(14) 農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:6-⑧、⑩)	(1)-⑩-ア	003257
(5)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	(1)-⑩-ア	003248	(15) 農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:6-⑧、⑬、⑰、⑲、⑳)	(1)-⑩-ア	003262
(6)	国有農地等管理处分事業 (平成26年度) (主)	(1)-⑩-ア	003249	(16) 農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:6-⑧、⑩、⑬)	(1)-⑩-ア	003263
(7)	農地利用最適化交付金 (平成28年度) (主)	(1)-⑩-ア	003250	(17) 農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:6-①、③、⑧、⑩、⑬、⑭、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒)	(2)-⑩-ア (2)-㉑-ア	003339
(8)	農地利用効率化等支援交付金 (令和4年度) (主)	(1)-⑩-ア	005938	(18) 中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (関連:6-⑭、⑲)	(2)-⑩-ア	003336
(9)	集落営農活性化プロジェクト促進事業 (令和4年度) (主)	(1)-⑩-ア	003487	(19) 鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (関連:6-⑬、⑭、⑲、㉒)	(2)-⑩-ア	003337
(10)	地域計画策定推進緊急対策事業 (令和5年度) (主)	(1)-⑩-ア	005874	(20) 多面的機能支払交付金 (平成26年度) (関連:6-⑧、⑭)	(2)-⑩-ア	003338
行政事業レビューシート 参照URL		https://rssystem.go.jp				

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)				関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]		
(1) 土地改良法 (昭和24年) (関連:6-⑧、⑬、⑯)	-	-	-	-	(1)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 本法に基づき行う農地の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(2) 農業委員会等に関する法律 (昭和26年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与する。
(3) 農地法 (昭和27年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図る。 【(1)-①との関連】 農地の権利移動を許可制にし、農地を効率的に利用する耕作者の農地の権利取得の促進に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄されるおそれのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。
(4) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与する。
(5) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	農地の利用集積を円滑に実施するため、地域計画推進事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(6) 集落地域整備法 (昭和62年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進するため、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。
(7) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。

(8)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年) (関連:6-⑧、⑬、⑯)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(2)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。
(9)	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。
(10)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年) (関連:6-⑧、⑬、⑯)	-	-	-	-	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与する。 加えて、農地・農業用水等の保全管理に係る地域共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与する。
(11)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)[所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条] (昭和26年度) (主)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-ア	個人又は法人が土地改良法による換地処分に伴い受け取る清算金で代替資産を取得した場合、個人の場合は課税を代替土地に繰延、法人の場合は圧縮限度額の範囲内で代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき、又はその圧縮限度額以下の全額を積み立てる方法により経理したときは、その減額し又は経理した金額に相当する金額を損金算入。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置されるもの。 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(12)	交換処分等、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2、第33条の3、第65条] (昭和26年度) (主)	5,680 (5,680)	7,702 (7,702)	6,260 (6,260)	-	(1)-①-ア (2)-②-ア	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合、個人の場合は課税が換地に繰延、法人の場合は譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合、及び農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 【(1)-①との関連】 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置される当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(13)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2] (昭和38年度) (主)	207 (207)	191 (191)	438 (438)	-	(1)-①-ア (2)-②-ア	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 当該課税特例は、土地改良法による土地改良事業が施行された場合、及び農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 【(1)-①との関連】 土地改良法による土地改良事業が施行された場合に措置される当該課税特例において、換地処分等の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-②との関連】 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(14)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予[贈与税:租税特別措置法第70条の4] (昭和39年度) (主)	322 (339)	280 (128)	190	-	(1)-①-ア	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(15)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税:地方税法附則第12条] (昭和41年度) (主)	22 (19)	20 (12)	17	-	(1)-①-ア	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

(16)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(農地中間管理機構への譲渡)[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号](昭和42年度)(主)	1,198 (1,069)	1,169 (1,131)	1,140	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構に買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(17)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5](昭和45年度)(主)	経営局 関係 10,336 (9,994) 農村振興局 関係 88 (88)	経営局 関係 10,586 (6,331) 農村振興局 関係 227 (227)	経営局 関係 9,746 農村振興局 関係 117 (117)	-	(1)-①-ア (2)-②-ア	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんにより農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構の行う農地売買等事業等により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-②との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する市町村長の勧告に係る協議、都道府県知事の調停又は農業委員会のあっせんを行うもの。 当該勧告に係る協議、調停又はあっせんにおいて、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。
(18)	農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税:地方税法第73条の27の6](昭和46年度)(主)	19 (24)	20 (18)	21	-	(1)-①-ア	農地中間管理機構が農用地区域内の農地等又は開闢して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与する。
(19)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税:租税特別措置法第70条の6](昭和50年度)(主)	43,154 (45,098)	42,634 (52,236)	47,667	-	(1)-①-ア	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(20)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法第73条の14](昭和50年度)(主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(21)	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条](昭和56年度)(主)	60 (59)	61 (60)	60	-	(1)-①-ア	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する農用地利用集積等促進計画に基づく譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

(22)	農用地利用集積等促進計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度) (主)	81 (82)	83 (78)	84	-	(1)-⑩-ア	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する農用地利用集積等促進計画による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(23)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10] (昭和60年度) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。
(24)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度) (主)	43,154 の内数 (45,098 の内数)	42,634 の内数 (52,236 の内数)	47,667 の内数	-	(1)-⑩-ア	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(25)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度) (主)	43,154 の内数 (45,098 の内数)	42,634 の内数 (52,236 の内数)	47,667 の内数	-	(1)-⑩-ア	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(26)	贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税・贈与税:租税特別措置法第70条の4の2] (平成24年度) (主)	322 の内数 (339 の内数)	280 の内数 (128 の内数)	190 の内数	-	(1)-⑩-ア	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(27)	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条の2] (平成26年度) (主)	15 (19)	17 (20)	18	-	(1)-⑩-ア	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。
(28)	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置 [固定資産税・都市計画税:地方税法附則第15条第31項] (平成28年度) (主)	208 (208)	213 (217)	222	-	(1)-⑩-ア	農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、新たに農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する(軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間)。 農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。

移替え予算に係る政策手段(参考)						
事業名 (開始年度)			関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標
【復興庁より】 (1) 原子力災害被災12市町村農地集積・集約化対策事業 (令和3年度)			-	000534	【国土交通省より】 (2) 北海道開発事業のうち農地の整備(直轄) (昭和24年度)	(2)-⑩-ア
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		https://rssystem.go.jp				

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行うことを目的として都道府県知事の指定を受けた法人。
注4	優良農地	集团的な農地（効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地）や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注5	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。
注6	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。